

# 杉並区認可保育所園庭確保補助金交付要綱

令和2年3月31日

杉並第66732号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区内の認可保育所運営事業者が、保育内容の一層の充実に向けて新たに園庭を確保するために要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置された杉並区内の認可保育所を設置運営する事業者（当該認可保育所を設置運営しようとする事業者であって区長が認めるものを含む。以下「事業者」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金額は、別表に定める補助基準額に、同表に定める補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、年度ごとに杉並区認可保育所園庭確保補助金交付申請書（第1号様式）に園庭整備等計画書その他区長が必要と認める書類を添えて、区長宛てに申請するものとする。

(社会福祉法人の交付申請等)

第5条 前条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人にあつては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）の例による。

(交付決定)

第6条 区長は、前2条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、杉並区認可保育所園庭確保補助金交付決定通知書（第2号様式）に次条から第17条までに規定する補助条件を付して事業者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(承認事項)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長の承認を受けるものとする。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微であつて計画に影響を与えないことが明らかであるものは、この限りでない。

(1) 補助対象経費に係る契約の内容を変更しようとするとき、又は補助対象経費に変更が生じるとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第9条 事業者は、補助対象事業が計画期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、補助対象事業の遂行状況等の報告を求めることができる。

(補助対象事業の遂行指導等)

第10条 区長は、事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等及び前条の規定による報告（以下「調査等」という。）により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助対象事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による指導に違反したときは、補助対象事業の一時停止を求めることができる。

3 区長は、調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助対象事業につきこれらに適合させるための措置をとるべきことを指導することができる。

(関係書類の整理保管)

第11条 事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象期間が終了する日又は補助対象事業が終了する日の属する年度の終了後10年間保管しておくものとする。

(財産処分の制限)

第12条 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

2 事業者は、補助対象事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その全部又は一部を区に納付させることができる。

(用途指定)

第13条 前条の規定にかかわらず、事業者は、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間、補助に係る用地を園庭以外の用途として使用することができない。

(1) 別表第1項に規定する補助対象経費に係る補助 補助対象期間（園庭として使用するために必要な整備を行う期間を除く。）及び補助対象期間終了後10年間

(2) 別表第2項に規定する補助対象経費に係る補助 補助対象期間（園庭として使用するために必要な整備を行う期間を除く。）

(3) 別表第3項に規定する補助対象経費に係る補助 補助対象事業終了後10年間（賃貸借契約又は使用貸借契約により使用する用地に係る場合にあつては、当該賃貸借期間若しくは使用貸借期間（園庭として使用するために必要な整備を行う期間を除く。）又は補助対象事業終了後10年間のうちいずれか短い期間）

（用途指定に係る報告）

第14条 事業者は、前条の規定に基づく用途指定期間（補助対象期間を除く。）が属する年度が終了したときは、補助に係る用地の活用状況を速やかに区長に報告しなければならない。

（財産の管理）

第15条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

（補助対象事業に係る契約）

第16条 補助対象事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないものとする。

2 補助対象事業を行うために締結する契約については、競争入札に付する等、杉並区が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第17条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区に報告しなければならない。

2 事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

3 事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区長に返納しなければならない。

（実績報告）

第18条 事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象期間が属する年度が終了したときは、速やかに事業実績報告書（第3号様式）を区長宛てに提出するものとする。

（補助金の確定）

第19条 区長は、前条の事業実績報告書の審査等により、適当であると認めたときは、当該年度に交付すべき補助金の金額を確定し、杉並区認可保育所園庭確保補助金交付確定通知書（第4号様式）により事業者に通知する。

（補助金の請求）

第20条 事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに杉並区認可保育所園庭確保補助金交付請求書（第5号様式）を区長宛てに提出するものとする。

（補助金の交付）

第21条 区長は、前条の請求書が提出されたときは、確認の上、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第22条 区長は、補助金の交付を決定した事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
1 園庭用地を借入金により購入した場合の当該年度に支払った借入利子	次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額 (1) 借入利率を、期間に応じ、日本銀行が公表する長期プライムレートの利率として計算した場合の利子 (2) 借入利率に係る利子	10/10	補助対象期間は、当該園庭の整備に係る工事の着工日から園庭としての使用開始後 10 年を経過した日まで（当該工事を行わない場合は、園庭としての使用開始日から 10 年間）とする。
2 園庭用地を貸借する場合の当該年度に支払った賃借料	次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額 (1) 国税局長が定める路線価に基づき、相続税における評価額の算出方法で算出した額×2.5/1000 (2) 月額賃借料	1/2	
3 園庭用地に係る当該年度に支払った整備費（当該用地を園庭として使用するために必要な門、囲障、手洗い、水飲み場等の整備に係る費用）	次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額 (1) 22,500 円/㎡（国又は都の防音壁の整備に係る補助を受ける場合にあっては、14,000 円/㎡）に用地面積（㎡）を乗じて得た額 (2) 実支出額	3/4	

注 園庭用地は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該認可保育所から徒歩で概ね 5 分以内の距離であること。
- (2) 広さが概ね 20 ㎡以上であること。

杉並区長 宛

施設名

所在地

設置者所在地

設置者名

代表者

### 杉並区認可保育所園庭確保補助金交付申請書

杉並区認可保育所園庭確保補助金交付要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 内訳
  - 借入利子補助 \_\_\_\_\_ 円
  - 賃借料補助 \_\_\_\_\_ 円
  - 整備費補助 \_\_\_\_\_ 円
- 3 用地所在地 (地番) 杉並区  
(住居表示) 杉並区
- 4 用地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 5 用地確保の種類 購入 ・ 賃貸借 ・ 使用貸借 ・ その他 ( )
- 6 園庭整備の有無 有 ・ 無
- 7 添付書類  
園庭整備等計画書（案内図、平面図、スケジュール及び園庭活用方法を含む。）
  - (1) 購入の場合
    - 金融機関との金銭消費貸借契約書（写）
    - 土地売買契約書（写）
    - 金融機関が発行する補助期間に係る支払予定利子計算書（写）
  - (2) 賃借の場合
    - 土地賃貸借契約書（写）又は土地使用貸借契約書
  - (3) 整備を行う場合
    - 工事請負契約書（写）
    - 工事費の内訳が分かるもの（見積書等）（写）

様

杉並区長 印

### 杉並区認可保育所園庭確保補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった杉並区認可保育所園庭確保補助金交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

#### 記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 内訳
  - 借入利子補助 \_\_\_\_\_ 円
  - 賃借料補助 \_\_\_\_\_ 円
  - 整備費補助 \_\_\_\_\_ 円
- 3 用地所在地（地番） 杉並区  
(住居表示) 杉並区
- 4 用地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 5 用地確保の種類 購入 ・ 賃貸借 ・ 使用貸借 ・ その他 ( )
- 6 園庭整備の有無 有 ・ 無
- 7 交付条件  
この補助金は、別紙の補助条件を付して交付するものとする。

杉並区長 宛

施設名

所在地

設置者所在地

設置者名

代表者

## 事業実績報告書

杉並区認可保育所園庭確保補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

### 記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 内訳

借入利子補助 \_\_\_\_\_ 円

賃借料補助 \_\_\_\_\_ 円

整備費補助 \_\_\_\_\_ 円

3 用地所在地（地番） 杉並区

（住居表示） 杉並区

4 用地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

5 スケジュール

(1) 利子支払開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(2) 賃貸料支払開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(3) 整備着工年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(4) 整備竣工年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(5) 園庭使用開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

6 添付書類

(1) 購入の場合

金融機関が発行する補助期間に係る利子支払証明書（写）

(2) 賃借の場合

賃借料を支払ったことを証明する書類（領収書等）（写）

(3) 整備を行う場合

整備費を支払ったことを証明する書類（領収書等）（写）

工事完了後の写真

第 年 月 日 号

様

杉並区長 印

### 杉並区認可保育所園庭確保補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した認可保育所園庭確保補助について、貴法人から提出された事業実績報告書等に基づき、下記のとおり確定します。

#### 記

- 1 確定金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 内訳
  - 借入利子補助 \_\_\_\_\_ 円
  - 賃借料補助 \_\_\_\_\_ 円
  - 整備費補助 \_\_\_\_\_ 円
- 3 施設名 \_\_\_\_\_
- 4 用地所在地（地番） 杉並区 \_\_\_\_\_  
(住居表示) 杉並区 \_\_\_\_\_
- 5 用地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>



年 月 日

杉並区長 宛

施設名

所在地

設置者所在地

設置者名

代表者

㊟

### 杉並区認可保育所園庭確保補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた杉並区認可保育所園庭確保補助金交付要綱に基づく補助金について、下記のとおり請求します。

なお、補助金については下記の口座に振り込んでください。

#### 記

#### 1 請求金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

交付確定金額 \_\_\_\_\_ 円

既交付額 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

#### 2 振込口座

振込先金融機関		銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店
振込 口座	預金種別	普通 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	氏 名		